

地域維持型建設共同企業体制度の導入について

1 趣旨

企業単体での施工が可能な企業数が相対的に減少することが想定されることから、市内の複数企業（2～10社）の自発的な協業関係により実施体制を安定確保するために結成させる「地域維持型建設共同企業体（以下「地域維持型JV」という。）」による共同受注を可能とする制度を導入します。

2 内容

(1) 対象事業

社会資本の維持管理のために必要な事業のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロール等、地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある業務（維持管理に該当しない新設・改築等の工事は含まない。）

(2) 地域維持型JVの運営形態

共同施工方式 (甲型)	全構成員があらかじめ定めた出資割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって地域維持事業を施工する方式
分担施工方式 (乙型)	各構成員間で受注した地域維持事業をあらかじめ工区等に分割し、各構成員はそれぞれの分担した工区等について責任をもって施工する方式

(3) 地域維持型JVの要件等

結成	発注する業務ごとに結成
構成員の数	2者から10者
組合せ	<ul style="list-style-type: none">・土木一式工事の入札参加資格を有する者の組合せとする・代表者の格付等級はAまたはB、その他の構成員は格付等級の制限なし
主な要件	<ul style="list-style-type: none">・全ての構成員は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所を有する者で、土木工事業の建設業許可を受けてからの営業年数が5年以上あること・代表者は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所が10年以上所在する者であること。・その他の構成員のうち2分の1以上は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所が10年以上所在する者であること・代表者は土木一式工事について元請として実績があり、かつ同種の地域維持業務を履行した経験がある者であること・全ての構成員は中小企業基本法第2条に規定する要件を満たしていること
出資比率等	<ul style="list-style-type: none">・甲型の場合は、均等割りの10分の6以上・乙型の場合は、分担業務額があること

(4) 入札方式等

導入する地域や業務の実情に応じて、単体の有資格者と地域維持型JVの混合入札を実施します。

3 施行期日

令和2年6月1日以降に指名・公告する業務から適用